

一般廃棄物収集運搬業許可証

平成30年4月1日

株式会社 篠原建設

代表取締役 篠原隆行 様

鳥栖市長 橋本 康志



鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり許可する。

許可番号	第 23 号
住所	佐賀県鳥栖市蔵上町587-1
氏名	株式会社 篠原建設 代表取締役 篠原隆行
市内を所管する 営業所の所在地	佐賀県鳥栖市蔵上町587-1
取扱廃棄物の種類	木くず(木製パレットを除く)
収集、運搬 及び処分の別	収集、運搬
営業の区域	市内の契約事業所に限る。
許可期限	平成30年4月 1日から 平成32年3月31日まで
許可の条件	裏面のとおり

許可条件

- (1) 関係法令を厳守し適正な収集運搬を行うこと。また、運搬区間は自社処理施設と契約事業所の間に限る。その他、鳥栖市の指示に従うこと。
- (2) 必ず毎月 10 日までに、前月分の一般廃棄物収集運搬実績報告書を提出すること。

提出先 … 鳥栖市役所 環境対策課 (FAX可) FAX:0942-85-2009

- (3) 新規事業所と契約し、取扱廃棄物の収集運搬を行う場合、許可申請事項等変更届を提出すること。